

保育士特定登録取消者管理システムについて

【概要】

令和4年6月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号）により、児童生徒性暴力等を行った保育士（国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の資格管理が厳格化され、これに伴い、都道府県知事は児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士の登録を取り消された者等（特定登録取消者）の情報を記録することとされました。また、施設・事業所が、保育士を任命し、又は雇用する者は保育士を任命雇用する際、当該記録された情報を検索することが義務付けられました。

これらを踏まえ、現在、こども家庭庁においては、令和6年4月1日からの「保育士特定登録取消者管理システム」を運用しており、本市内認可保育所の保育士を任命雇用する採用責任者の方は、利用者情報登録の入力作業等を実施していただく必要がございます。詳細は下記リンクのこども家庭庁ホームページから御確認ください。また、マニュアル等につきましては、保育士特定登録取消者管理システム利用者情報登録URLから御確認いただけます。

【関係リンク】

- こども家庭庁「児童生徒等に対し性暴力等を行った保育士への厳正な対応について」

<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/tokuteihoiku>

- 保育士特定登録取消者管理システム利用者情報登録のURLについて

こども家庭庁からホームページ等にアップロードすることを禁じられているため、本説明会の案内メールにて周知いたします。